

銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犬及び猫の不妊去勢手術を行う飼い主に対し、予算の範囲内において、銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、犬及び猫の不妊去勢手術を奨励するとともに、犬及び猫がみだりに繁殖して野犬及び野良猫が増加することを防止することにより、市民の環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不妊去勢手術」とは、生殖を不能にする手術をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内獣医師（公益社団法人千葉県獣医師会に所属している獣医師であって、本市に所在する動物病院に勤務するものをいう。以下同じ。）により不妊去勢手術が可能であると判断された犬又は猫の飼い主（所在地が本市の区域内であるものに限り、販売を目的として飼育する犬又は猫の飼い主を除く。以下同じ。）であること。
- (2) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。）を滞納していないこと。
- (3) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 犬の不妊去勢手術を行う場合にあつては、当該犬が狂犬病予防法（昭和25年

法律第247号)第4条第2項の規定による登録を受け、かつ、同法第5条第2項に規定する注射済票の交付を受けていること。ただし、当該犬について獣医師が予防接種を受けることができないと判断した場合を除く。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、不妊去勢手術に要する費用に相当する額とし、犬又は猫1頭につき5,000円を限度とする。

2 助成金の交付の対象とする犬及び猫の頭数は、1の年度において1世帯当たり犬又は猫のいずれかについて1頭とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内獣医師が発行した不妊去勢手術に関する領収書
- (2) 市税等を滞納していないことを証する書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出をもって、助成金に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付(却下)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

3 助成金の交付をもって、助成金の額の確定があったものとみなす。

(交付決定者の責務)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(次条において「交

付決定者」という。)は、市長から交付申請の内容について検査又は報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

銚子市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付申請書兼請求書

銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金の交付を受けたいので、銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請（請求）します。

交付申請額	円				
飼い犬・ 飼い猫の別	飼い犬 ・ 飼い猫	名 前			
性 別	オス ・ メス	生年月日		年 月 日生 (歳)	
種 類		犬の 場合	登録番号	年度第	号
毛 色			注射済票番号	年度第	号
手術病院					
手 術 日	年 月 日				
販売用でない ことの確認	☐ 当該助成金交付申請に係る犬又は猫は、販売用ではありません。				

添付書類等

- ☐ 市内獣医師が発行した不妊去勢手術に関する領収書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

振込先口座

銀行・金庫 組合 ()	本店 支店 ()	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 ()				
金融機関コード	店舗コード	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

令和 年 月 日 銚子市生指令第 号 交付決定

(裏)
個人情報確認同意書

銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金の申請に当たり、私の住民記録情報及び市税等の納付状況について銚子市が確認することに同意します。

なお、銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

年 月 日

住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日

銚子市長様

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）

銚子市 指令第 号
年 月 日

様

銚子市長 印

銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金については、次のとおり決定（却下）したので、銚子市犬猫不妊去勢手術費用助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

1 決定内容

☐ 決 定 金 円

☐ 却 下

2 理由（却下の場合）